

サポートします！治療と仕事の両立支援

両立支援とは

大切な人材が病気になっても、治療を受けながら安心して働き続けられるよう支援するため、本人からの相談に応じ、適切に対応できる体制・環境を整備し、必要な就業上の調整や配慮を行う取組です。

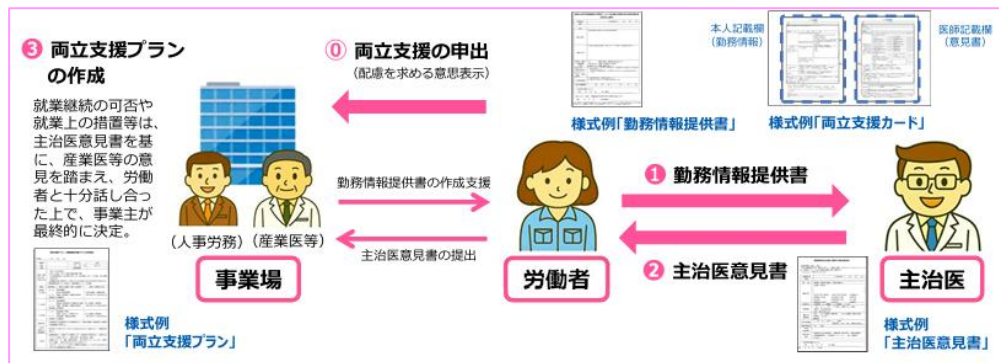
<事業主の方へ>

令和8年4月から職場における治療と就業の両立支援の取組が、事業主の努力義務になります。

治療と就業の両立支援指針を踏まえ、社内の環境整備や必要な両立支援の措置を講ずることが求められます。できる取組から始めましょう。

三重産業保健総合支援センターでは、研修、相談、事業場への訪問による導入支援、事業主と労働者との個別調整支援等を無料で実施していますので、ご活用ください。

個別の両立支援の進め方



相談窓口はこちら



病気になったからといってすぐに仕事を辞める必要はありません。
**仕事を辞める前に気軽に
ご相談ください！**



場所	開催日	予約先
三重産業保健総合支援センター	面談: 予約制 電話相談: 平日 8:30~17:15	TEL:059-213-0711 (電話相談は予約不要)
三重大学医学部附属病院 がん相談支援センター「リボンズハウス」	毎月第4木曜日 13:00~15:00 (休日にあたる場合は日程変更)	TEL: 059-232-1111(代表) 月曜日~金曜日 9:00~16:00
市立四日市病院 地域連携・医療相談センター「サルビア」	随時開設 (相談者の希望により日程調整)	TEL: 059-354-1111(代表) 月曜日~金曜日 8:30~17:15
鈴鹿中央総合病院 患者支援センター	随時開設 (相談者の希望により日程調整)	TEL: 059-384-2226 月曜日~金曜日 9:00~16:00
松阪中央総合病院 患者総合支援センター	随時開設 (相談者の希望により日程調整)	TEL: 0598-21-5252(代表) 月曜日~金曜日 9:00~16:00
伊勢赤十字病院 患者支援センター	随時開設 (相談者の希望により日程調整)	TEL: 0596-28-2171(代表) 月曜日~金曜日 9:00~16:00
三重病院 医療福祉相談室	随時開設 (相談者の希望により日程調整)	TEL: 059-232-2531(代表) 月曜日~金曜日 8:30~17:15
桑名市総合医療センター 地域医療センター・患者相談窓口	随時開設 (相談者の希望により日程調整)	TEL: 0594-22-1211(代表) 月曜日~金曜日 9:00~16:30
伊賀市立上野総合市民病院 地域医療連携室	随時開設 (相談者の希望により日程調整)	TEL: 0595-24-1111(代表) 月曜日~金曜日 9:00~16:00
尾鷲総合病院 地域連携係	随時開設 (相談者の希望により日程調整)	TEL: 0597-22-3111(代表) 月曜日~金曜日 8:30~17:15
藤田医科大学 七栗記念病院 地域連携部 医療福祉相談課	随時開設 (相談者の希望により日程調整)	TEL: 059-252-3089 月曜日~金曜日 9:00~17:00



独立行政法人
労働者健康安全機構
Johas
Japan Organization of Occupational Health and Safety

三重産業保健総合支援センター(三重さんぽセンター)

TEL:059-213-0711 FAX:059-213-0712

〒514-0003 三重県津市桜橋2丁目191番4 三重県医師会館5階

URL:https://www.mies.johas.go.jp E-mail: ryoritsushien@mies.johas.go.jp

治療と仕事の両立支援サービス事例



相談・支援事例

【事案の概要】（相談場所：出張窓口（医療機関） 相談者：労働者）
復職8カ月になるが、現在、有給休暇がなく、体調不良時に困っている。どうしたらよいか。上司には病状について話していない。

【相談・支援内容】

職場の就業規則及び働き方の方法について確認するよう助言。まずは、人事担当者と働き方について相談すること、必要があれば、医師の意見書等は医療機関に依頼できることを併せて助言した。両立支援に関する資料を提供。希望があれば、個別調整支援（当センターの専門職員が企業へ訪問し支援調整するサービス）が利用できる旨説明。

【事案の概要】（相談場所：①メール ②電話 相談者：県外企業の人事労務担当者）

三重の営業所の社員ががん治療のため休職中。先日相談した時に言われたように、両立支援カードを作って本人に渡した。主治医の診断書に書いてあることを参考に、会社として想定している就業配慮内容を整理した資料をメール添付するので、内容や配慮事項についてこれでいいのを見ていただきたい。

【相談・支援内容】

①送付されてきた資料を基に、両立支援プラン様式に内容、配慮事項等を転記、もう少し追加した方が分かりやすいと思われる事項を記入し、両立支援プランを作成することを提案。メールに案を添付して送信。

②添付した両立支援プラン(案)を参考にいただき、まず人事労務担当者で案を作成、本人・上司等を交えて検討の上で両立支援プランを作成し、関係者間で情報共有されるように、また出来上がったプランは本人を通じて主治医にも報告されるよう助言。



個別調整支援事例

【事案の概要】（相談場所：出張窓口（医療機関） 相談者：労働者(本人)）

1回目：抗がん剤治療のため通院中。会社は定年となり雇用延長、更新時期が迫っており雇用が切れてしまうのではないかと心配。復職できるか不安。

2回目：主治医意見書「条件付きで可」。再雇用の期限までに個別調整支援を希望。

【相談・支援結果】

①会社及び主治医に復職の希望を伝え、会社で就業規則を確認し、勤務情報を主治医に提供して、主治医の意見をもらうよう助言。個別調整支援の利用案内。

②個別調整支援：産業医、事業所、本人の3者の話し合いの場に促進員が同席。事業所において、主治医、産業医の意見、本人の希望を持ち帰り復職に向けて検討されることとなるが、もうすぐ手術となるため、その後の経過、今後の治療の見通しについて両立支援カードの使用を勧める。可能であれば両立支援プランの作成へと進める。

※本人から「仕事の契約更新できて良かった。」と連絡あり。